

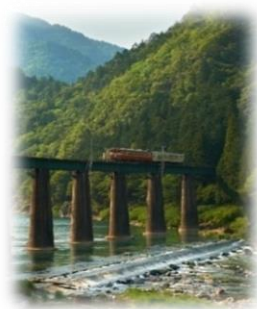
白川町へ移住又は町内から転居して永住を希望される方へ定住促進住宅用地を無料で貸付けし、住宅建築後に無償譲渡します。

定住促進住宅用地借受者の募集について

白川町へ移住又は町内から転居して、住宅を建築される方へ、定住促進住宅用地を無料で貸付後に無償譲渡します。希望される方は白川町役場総務課財政係までお問い合わせください。

【対象地】

- (1) 蘇原地区 1区画（白川町赤河1574番1）
- (2) 坂ノ東地区 1区画（白川町坂ノ東4098番、4096番1）



【対象者】

以下の①から⑦の要件をすべて満たす方

- ①白川町外から移住し又は町内から転居し、白川町へ住民登録をして永住しようとする者
- ②貸付を受けた日から2年以内に、50平方メートル以上の住宅を建築しようとする者（仮設用ユニットハウスなど簡易な仕様・構造の住宅を除く）
- ③配偶者（1年以内に婚姻予定の者を含む。）又は子を世帯構成者として住民登録し、建築した住宅にて同居しようとする者
- ④自身又は配偶者の年齢が、申請しようとする日の属する年度の末日において40歳未満である者
- ⑤同居予定者全員が市区町村税を滞納していない者
- ⑥自身、世帯構成者のほか現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、白川町暴力団排除条例（平成24年白川町条例第11号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員、暴力団員等、その他反社会的団体の構成員又はこれらのものと密接な関係を有する者でない者
- ⑦日本の国籍を有する者



【手続きの流れ（共通）】

1. 貸付申請書の提出

募集期間内に白川町役場総務課財政係へ必要書類を添えて「白川町定住促進住宅用地貸付申請書」を提出してください。

（添付が必要な書類）

- ①申請者の身分証明書（身元証明書）
- ②同居予定者全員の住民票の写し（本籍地及び続柄の記載されたもの）
- ③②の同居予定者のうち所得がある者の直近の所得課税証明書
- ④③の所得がある者の市区町村税の完納証明書
- ⑤誓約書兼同意書
- ⑥住宅建築計画書
- ⑦他に書類が必要となる場合があります



2. 貸付者の決定

受付後、申請書類を審査し、貸付けの可否を決定します。

3. 貸付契約書の締結及び契約保証金の納付

貸付決定後は30日以内に貸付の契約を行い、同時に契約保証金10万円を町に納付していただきます。契約保証金は貸付期間が満了し無償譲渡を行ったときに返金します。契約に関する費用は借受人の負担です。

4. 貸付期間（住宅の建築）

貸付期間は貸付契約締結から2年間です。この期間内に住宅を建築してください。

5. 無償譲渡申請書の提出

住宅の建築・住民登録後、白川町役場総務課財政係へ必要書類を添えて「白川町定住促進住宅用地無償譲渡申請書」を提出してください。

なお、貸付契約締結後2年以内に申請がなされない場合は、契約を解除し、土地の現状回復及び返還をしていただきます。

（添付が必要な書類）

- ①世帯構成者のうち所得がある者全員の完納証明書
- ②新築した住宅の登記簿謄本の写し
- ③新築した住宅の全景写真
- ④他に書類が必要となる場合があります



6. 無償譲渡の決定及び無償譲渡契約の締結

現況を調査の上審査します。無償譲渡決定後は30日以内に譲渡の契約を行い、契約保証金を返還します。契約に関する費用は譲受人の負担です。

7. 所有権移転登記

所有権移転登記を行い、手続き終了です。登記に関する費用は譲受人の負担です。なお、譲渡を受けた日から10年以上居住してください。

8. 要綱、様式（PDFファイル）

白川町定住促進住宅用地貸付及びの無償譲渡に関する取扱要綱

白川町定住促進住宅用地貸付申請書・誓約書兼同意書・住宅建築計画書（様式第1～3号）

白川町定住促進住宅用地無償譲渡申請書（様式第5号）

【その他】

1. 水道施設

水道メーターボックス取付、配管工事等の費用が必要です。

※水道工事は町の指定給水装置工事事業者に依頼してください。

指定業者は町ホームページで確認いただくか、役場建設環境課水道環境係へお問い合わせください。

2. 浄化槽

合併処理浄化槽の設置が条件になりますので、設置費用が必要です。補助金があります。
詳しくは、役場建設環境課水道環境係へお問い合わせください。

3. 税金

登記に登録免許税が必要。

土地の譲渡は一時所得となり、所得税の確定申告が必要となる場合があります。

4. 井戸

坂ノ東地区の定住促進住宅用地には井戸あり。井戸使用の可否については不明。
使用にあたっては、水道とは配管を明確に区分することや水質検査が必要です。

<お問い合わせ先>

白川町役場総務課財政係

〒509-1192

岐阜県加茂郡白川町河岐715番地

電話:0574-72-1311（内線216）

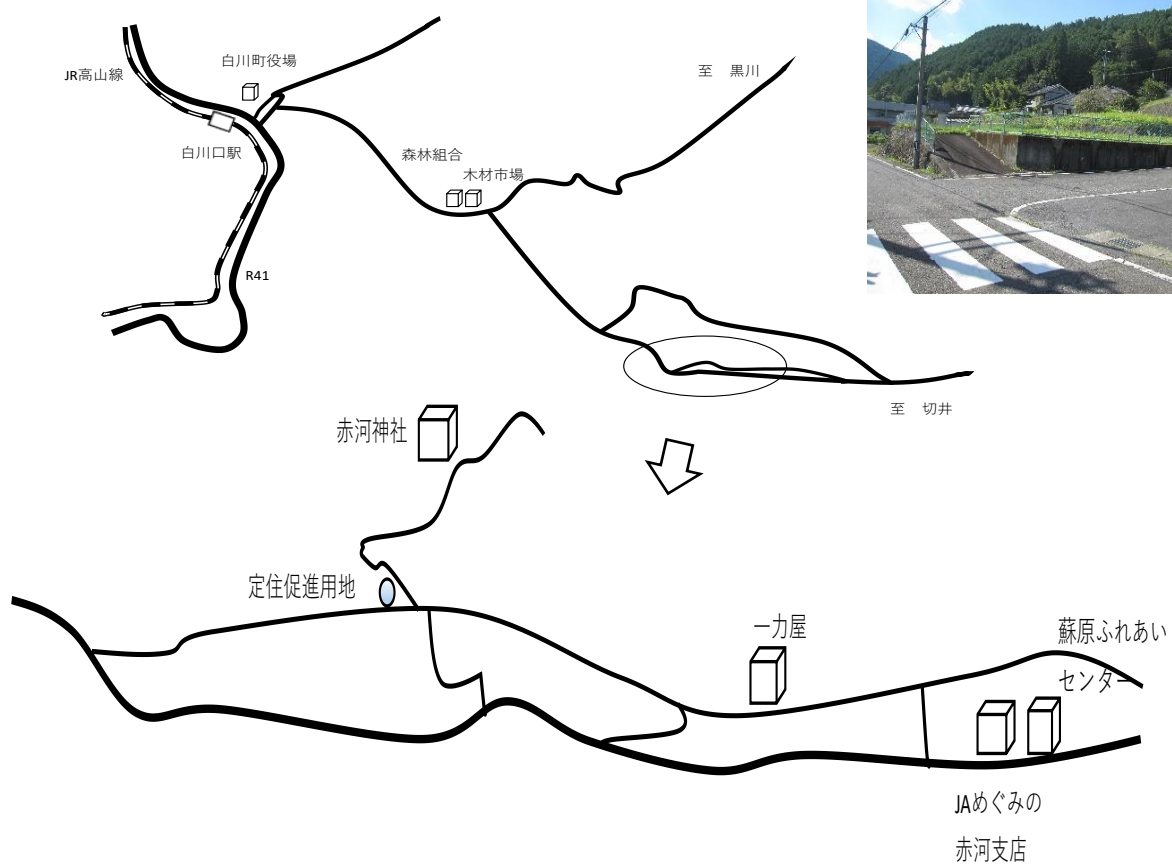


対象土地

(1) 蘇原地区 1 区画

面積 白川町赤河 1 5 7 4 番 1

4 5 6 . 0 0 m²



【車での所要時間】

白川町役場まで 1 0 分

白川口駅まで 1 2 分

【公共交通】

おでかけしらかわ・ひがししらかわ

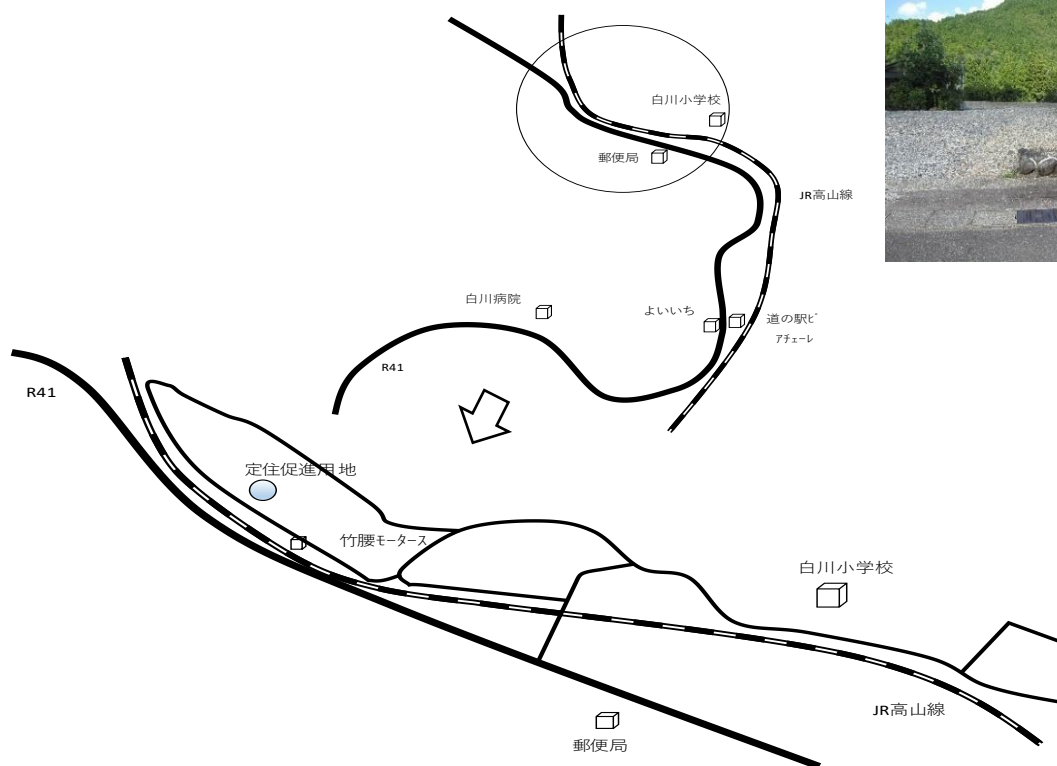
【バスでの所要時間】

蘇原小学校まで 5 分

白川中学校まで 2 5 分

(2) 坂ノ東地区 1区画

面積	4 0 9 8 番	2 3 1. 8 0 m ²
	4 0 9 6 番 1	4 4 7. 9 8 m ²
	計	6 7 9. 7 8 m ²



【車での所要時間】

白川町役場まで 11分
白川口駅まで 10分

【公共交通】

おでかけしらかわ・ひがししらかわ

【徒歩での所要時間】

白川小学校まで 8分

【徒歩とバスでの所要時間】

白川中学校まで 20分